

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

|  |    |
|--|----|
| ○平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画の一部変更<br>(環境クリーン推進課)  | 2  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 2  |
| ○公示送達 (税務課)                                | 3  |
| ○公示送達 (税務課)                                | 5  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 5  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 5  |
| ○公示送達 (税務課)                                | 6  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 7  |
| ○公示送達 (税務課)                                | 7  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 9  |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 9  |
| ○亀岡市議会定例会の招集 (総務課)                         | 9  |
| ○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)                       | 10 |
| ○国民健康保険被保険者証の無効<br>(保険医療課)                 | 10 |
| ○亀岡市民間保育所児童健康診断等経費補助金交付要綱の一部改正<br>(子育て支援課) | 11 |

### —— 公 告 ——

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)  | 12 |
| ○本市職員採用試験の結果 (人事課)                   | 12 |
| ○捕獲犬の抑留 (環境政策課)                      | 13 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行<br>(契約検査課)          | 14 |
| ○捕獲犬の抑留 (環境政策課)                      | 18 |
| ○捕獲犬の抑留 (環境政策課)                      | 18 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行<br>(契約検査課)          | 19 |
| ○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)    | 23 |
| ○農用地利用集積計画の縦覧<br>(農林振興課)             | 23 |
| ○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) | 23 |
| ○亀岡市人事行政の運営等の状況<br>(人事課)             | 24 |
| ○本市職員採用試験の結果 (人事課)                   | 39 |

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○亀岡市長選挙における選挙会の日時の変更      | 40 |
| ○亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名 | 40 |

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所

40

## 告示

亀岡市告示第211号

平成27年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画（平成27年亀岡市告示第32号）の一部を次のように変更する。

平成27年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

2の(1)の表欄外を

「○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田産業、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン」に改める。

「掲示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1263-15010

- 1 保 険 者      亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日      平成27年4月1日
- 3 無効になる日      平成27年11月5日

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類  
平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者

|   | 住 所（居 所） | 氏名又は名称 |
|---|----------|--------|
| 1 | 省略       | 省略     |
| 2 | 省略       | 省略     |
| 3 | 省略       | 省略     |
| 4 | 省略       | 省略     |
| 5 | 省略       | 省略     |
| 6 | 省略       | 省略     |
| 7 | 省略       | 省略     |
| 8 | 省略       | 省略     |

|    |    |    |
|----|----|----|
| 9  | 省略 | 省略 |
| 10 | 省略 | 省略 |
| 11 | 省略 | 省略 |
| 12 | 省略 | 省略 |
| 13 | 省略 | 省略 |
| 14 | 省略 | 省略 |
| 15 | 省略 | 省略 |
| 16 | 省略 | 省略 |
| 17 | 省略 | 省略 |
| 18 | 省略 | 省略 |
| 19 | 省略 | 省略 |
| 20 | 省略 | 省略 |
| 21 | 省略 | 省略 |
| 22 | 省略 | 省略 |
| 23 | 省略 | 省略 |
| 24 | 省略 | 省略 |
| 25 | 省略 | 省略 |
| 26 | 省略 | 省略 |
| 27 | 省略 | 省略 |
| 28 | 省略 | 省略 |
| 29 | 省略 | 省略 |
| 30 | 省略 | 省略 |
| 31 | 省略 | 省略 |

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
平成27年度市府民税 第3期分  
督促状
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第215号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1101-15110

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成26年6月17日
- 3 無効になる日  
平成27年11月11日

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1706-22007

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
平成27年11月11日

「揭示済」

亀岡市告示第217号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成27年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

|    | 住 所 | 氏 名 |
|----|-----|-----|
| 1  | 省略  | 省略  |
| 2  | 省略  | 省略  |
| 3  | 省略  | 省略  |
| 4  | 省略  | 省略  |
| 5  | 省略  | 省略  |
| 6  | 省略  | 省略  |
| 7  | 省略  | 省略  |
| 8  | 省略  | 省略  |
| 9  | 省略  | 省略  |
| 10 | 省略  | 省略  |
| 11 | 省略  | 省略  |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第218号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0509-71033

- 1 保 険 者      亀岡市（26-007-5）  
                  京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日      平成26年4月1日
- 3 無効になる日    平成27年11月13日

「揭示済」

亀岡市告示第219号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

|   | 送達する書類                        | 送達を受けるべき者 |        |
|---|-------------------------------|-----------|--------|
|   |                               | 住 所       | 氏名又は名称 |
| 1 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略        | 省略     |

|    |                               |    |    |
|----|-------------------------------|----|----|
| 2  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 3  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 4  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 5  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 6  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 7  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 8  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 9  | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 平成27年度第3期分<br>固定資産税・都市計画税 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 平成27年度<br>軽自動車税           | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第220号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0132-23048

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年11月16日

「揭示済」

亀岡市告示第221号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1908-15061

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年11月18日

「揭示済」

亀岡市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成27年11月30日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成27年11月23日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第223号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年11月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年11月26日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 6台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第224号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年11月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1302-81010

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成27年6月1日

3 無効になる日

平成27年11月26日

「揭示済」

## 亀岡市告示第225号

亀岡市民間保育所児童健康診断等経費補助金交付要綱（平成22年亀岡市告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成27年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表により算出した基準額と、前条の補助対象事業の実施に必要な経費の額から別表第3号に定める額を減じた額とを比較して少ない方の額とする。

第4条中「もの」を「者（以下「交付申請者」という。）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

| 基準額  |          |
|--|----------|
| 次の式により算定した額を基準額とする。  |          |
| $(1) \times 2人 + (2) \times \text{補助対象年度の4月1日における児童数} \times 2回 - (3)$ |          |
| (1) 市嘱託医報酬   | 224,000円 |
| (2) 児童割単価  | 1,010円   |
| (3) 公定価格に含まれる年間嘱託医・嘱託歯科医手当相当分  | 176,410円 |

別記第1号様式及び別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

# 公 告

## 亀岡市公告第42号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年11月2日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市古世町3丁目の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成27年11月2日から  
平成27年11月16日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第43号

平成27年亀岡市公告第20-1号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年4月1日までとする。

平成27年11月6日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

- ・学芸員Ⅰ  
2005
- ・学芸員Ⅱ  
2506
- ・保育士  
4001 4002 4003 4004  
4005
- ・保健師  
4501 4505
- ・保健師  
5006

「揭示済」

亀岡市公告第44号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成27年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成27年11月6日<br>午前10時頃  |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市西つつじヶ丘雲仙台1<br>丁目地内 |
| 3 種類   | チワワ                   |
| 4 毛色   | 茶白                    |
| 5 性別   | 雄                     |
| 6 体格   | 小型                    |
| 7 犬の鑑札 | なし                    |
| 8 注射済票 | なし                    |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成27年11月13日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

## 亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |               |                        |               |              |
|---------------|------------------------|---------------|--------------|
| (1) 工事番号      | 管第27-6号                |               |              |
| (2) 工事名       | 亀岡市公共下水道事業 余部枝線その2布設工事 |               |              |
| (3) 工事場所      | 亀岡市大井町並河地内外            |               |              |
| (4) 工事種別      | 土木一式工事                 |               |              |
| (5) 工事概要      | 工事延長                   | L = 335.40m   |              |
|               | 管布設工                   |               |              |
|               | VU φ200                | 管路延長          | 335.40m      |
|               |                        |               | 271.40m (昼間) |
|               |                        |               | 64.00m (夜間)  |
|               |                        | 管渠延長          | 324.90m      |
|               |                        |               | 262.10m (昼間) |
|               |                        |               | 62.80m (夜間)  |
|               | 人孔設置工                  |               |              |
|               | 1号組立マンホール              |               | 11箇所         |
|               |                        |               | 10箇所 (昼間)    |
|               |                        |               | 1箇所 (夜間)     |
|               | レジンマンホール               |               | 2箇所          |
|               |                        |               | 1箇所 (昼間)     |
|               |                        |               | 1箇所 (夜間)     |
|               | 汚水柵設置工                 |               |              |
|               | 塩ビ汚水柵                  |               | 1箇所 (夜間)     |
|               | 取付管工                   |               | 1箇所 (夜間)     |
|               | 付帯工                    |               | 1式           |
|               |                        |               | 1式 (昼間)      |
|               |                        |               | 1式 (夜間)      |
| (6) 予定価格 (税込) | 30,574,800円            |               |              |
|               |                        | 【入札書比較価格 (税抜) | 28,310,000円】 |
| (7) 工期        | 契約日の翌日から平成28年3月15日まで   |               |              |

- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

| 手続等               | 期間・期日・期限等  | 手続の方法等    |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成27年11月11日（水）<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間        | 平成27年11月11日（水）<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付   | 平成27年11月18日（水）<br>午前9時から午後5時まで<br>平成27年11月19日（木）<br>午前9時から午後3時まで                 | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付       | 平成27年11月20日（金）<br>午後5時までに電子入札システムにより通知   |           |
| 質疑の受付             | 申請書等に関する質問<br>平成27年11月16日（月）<br>午後5時まで<br>設計図書に関する質問<br>平成27年11月25日（水）<br>午後3時まで | 共通事項5のとおり |

|       |  |             |
|-------|--|-------------|
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>平成27年11月26日（木）<br>午後5時まで        | 共通事項5のとおり   |
| 入札期間  | 平成27年12月1日（火）<br>午前9時から午後5時まで<br>平成27年12月2日（水）<br>午前9時から午後4時まで | 共通事項6のとおり   |
| 開札日時  | 平成27年12月3日（木）<br>午前10時00分                                      | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第46号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成27年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成27年11月13日  
午前7時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
- 3 種類 ダックスフンド
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成27年11月21日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「掲示済」

亀岡市公告第47号

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）第13条第2項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条同項の規定により公告する。

平成27年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成27年11月13日  
午前7時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
- 3 種類 ダックスフンド
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成27年11月21日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「掲示済」

## 亀岡市公告第48号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |            |
|--------------|---|------------|
| (1) 工事番号     | 道改第8号   |            |
| (2) 工事名      | 市道東堅北古世線道路改良工事（その2）   |            |
| (3) 工事場所     | 亀岡市北古世町2丁目地内  |            |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |            |
| (5) 工事概要     | 工事延長  | L = 150.0m |
|              |   | W = 5.0m   |
|              | 土工  | 一式         |
|              | 擁壁工   |            |
|              | L型擁壁工   | L = 50.0m  |
|              | 排水構造物工  |            |
|              | 管渠工   | L = 25.7m  |
|              | 水路工   | L = 91.5m  |
|              | 側溝工   | L = 50.3m  |
|              | 舗装工   |            |
|              | As舗装工   | A = 751.2㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 32,697,000円   |            |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 30,275,000円】   |            |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から平成28年3月15日まで  |            |
| (8) 部分払      | 無   |            |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |            |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |            |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |            |

- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

| 手 続 等             | 期間・期日・期限 等  | 手続の方法等      |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成27年11月19日（木）<br>午後1時から  | 共通事項2のとおり   |
| 設計図書等の閲覧期間        | 平成27年11月19日（木）<br>午後1時から  | 共通事項2のとおり   |
| 入札参加資格確認申請書等の受付   | 平成27年11月26日（木）<br>午前9時から午後5時まで<br>平成27年11月27日（金）<br>午前9時から午後4時まで                | 共通事項3のとおり   |
| 入札参加確認通知の送付       | 平成27年11月30日（月）<br>午後5時までに電子入札システムにより通知  |             |
| 質疑の受付             | 申請書等に関する質問<br>平成27年11月25日（水）<br>午後5時まで<br>設計図書に関する質問<br>平成27年12月1日（火）<br>午後3時まで | 共通事項5のとおり   |
| 質疑の回答             | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>平成27年12月2日（水）<br>午後5時まで                          | 共通事項5のとおり   |
| 入札期間              | 平成27年12月8日（火）<br>午前9時から午後5時まで<br>平成27年12月9日（水）<br>午前9時から午後4時まで                  | 共通事項6のとおり   |
| 開札日時              | 平成27年12月10日（木）<br>午前10時00分  | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第49号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成27年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
平成27年11月19日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第50号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
平成27年11月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第51号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成27年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
平成27年11月25日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第52号

## 亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成26年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成27年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免の状況

## ① 職員の採用の状況（平成26年度）

| 区分     | 試験採用 | 選考採用 | 割愛採用 | 計   |
|--------|------|------|------|-----|
| 事務・技術  | 27人  |      |      | 27人 |
| 保育士    | 3人   |      |      | 3人  |
| 指導主事   |      |      | 1人   | 1人  |
| 病院医師   |      | 2人   |      | 2人  |
| 病院看護師  | 5人   |      |      | 5人  |
| 病院医療技術 | 1人   |      |      | 1人  |
| 病院医療事務 | 1人   |      |      | 1人  |
| 計      | 37人  | 2人   | 1人   | 40人 |

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

## ② 職員の退職の状況（平成26年度）

| 区分    | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 | 計   |
|-------|------|------|------|-----|-----|
| 事務・技術 | 20人  |      | 5人   |     | 25人 |
| 保育士   | 1人   | 3人   | 2人   |     | 6人  |
| 保健師   |      | 1人   | 1人   |     | 2人  |
| 指導主事  |      |      | 2人   |     | 2人  |
| 養護教諭  |      |      | 1人   |     | 1人  |
| 技能労務  | 1人   |      |      |     | 1人  |
| 病院医師  |      |      | 4人   |     | 4人  |
| 病院看護師 |      |      | 4人   |     | 4人  |
| 計     | 22人  | 4人   | 19人  | 0人  | 45人 |

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成26年度実施状況）

| 試験区分               | 申込者  | 受験者A | 1次試験合格者 | 2次試験合格者 | 最終合格者B | 競争率A/B |
|--------------------|------|------|---------|---------|--------|--------|
| 事務（上級）             | 230人 | 156人 | 75人     | 32人     | 21人    | 7.4    |
| 事務（上級）<br>民間経験5年以上 | 19人  | 14人  | 7人      | 2人      | 1人     | 14.0   |
| 事務（初級）             | 19人  | 18人  | 10人     | 4人      | 3人     | 6.0    |
| 学芸員                | 32人  | 29人  | 17人     | 1人      | 1人     | 29.0   |
| 土木（上級）             | 1人   | 0人   | —       | —       | —      | —      |
|                    | 2人   | 2人   | 1人      | 1人      | 1人     | 2.0    |
| 土木（上級）<br>民間経験3年以上 | 3人   | 3人   | 2人      | 1人      | 1人     | 3.0    |
|                    | 2人   | 2人   | 0人      | —       | —      | —      |
| 土木（初級）             | 2人   | 2人   | 1人      | 1人      | 1人     | 2.0    |
|                    | 0人   | —    | —       | —       | —      | —      |
| 保育士                | 18人  | 14人  | 8人      | 5人      | 5人     | 2.8    |
| 保健師                | 10人  | 8人   | 6人      | 2人      | 2人     | 4.0    |
| 管理栄養士              | 28人  | 21人  | 11人     | 1人      | 1人     | 21.0   |
| 病院看護師              | 2人   | 2人   |         |         | 2人     | 1.0    |
|                    | 4人   | 4人   |         |         | 4人     | 1.0    |
| 病院医療技術             | 1人   | 1人   |         |         | 0人     | 0.0    |
|                    | 1人   | 1人   |         |         | 1人     | 1.0    |
| 病院医療事務             | 2人   | 2人   |         |         | 1人     | 2.0    |

（注） 1 平成26年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。  
 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

| 部門      |        | 職員数            |                |              | 主な増減理由   |               |
|---------|--------|----------------|----------------|--------------|----------|---------------|
|         |        | 平成26年          | 平成27年          | 増減           |          |               |
| 普通会計部門  | 一般行政部門 | 議会             | 7人             | 7人           | 0人       |               |
|         |        | 総務             | 123人           | 126人         | 3人       | 京都府研修派遣による増等  |
|         |        | 税務             | 35人            | 34人          | △1人      | 退職不補充         |
|         |        | 民生             | 148人           | 146人         | △2人      | 退職不補充等        |
|         |        | 衛生             | 45人            | 45人          | 0人       |               |
|         |        | 農林水産           | 30人            | 29人          | △1人      | 国営事業縮小による減    |
|         |        | 商工             | 12人            | 13人          | 1人       | 京都府交流派遣終了に伴う増 |
|         |        | 土木             | 64人            | 65人          | 1人       | 公園整備事業充実に伴う増  |
|         |        | 計              | 464人           | 465人         | 1人       |               |
|         | 教育部門   | 72人            | 68人            | △4人          | 退職不補充等   |               |
|         | 小計     | 536人           | 533人           | △3人          |          |               |
| 公営企業等部門 | 病院     | 120人           | 119人           | △1人          | 退職不補充    |               |
|         | 水道     | 25人            | 27人            | 2人           | 業務調整による増 |               |
|         | 下水道    | 29人            | 26人            | △3人          | 業務調整による減 |               |
|         | その他    | 27人            | 27人            | 0人           |          |               |
|         | 小計     | 201人           | 199人           | △2人          |          |               |
| 合計      |        | 737人<br>[839人] | 732人<br>[839人] | △5人<br>[ 0人] |          |               |

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 [ ]内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 職種    | 職員数   |       | 職種内容                       |
|-------|-------|-------|----------------------------|
|       | 平成26年 | 平成27年 |                            |
| 一般行政職 | 422人  | 425人  | 以下のいずれにも該当しない職             |
| 税務職   | 35人   | 34人   | 課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）  |
| 医療技術職 | 1人    | 1人    | 医療技術の業務に従事する職（理学療法士）       |
| 保健職   | 20人   | 20人   | 保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）   |
| 福祉職   | 64人   | 63人   | 保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）   |
| 企業職   | 174人  | 172人  | 地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員） |
| 技能労務職 | 6人    | 4人    | 現業の業務に従事する職（給食調理員、用務員等）    |
| 教育職   | 14人   | 13人   | 教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）     |
| 教育長   | 1人    | —     | 教育委員会教育長                   |
| 計     | 737人  | 732人  |                            |

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

## (3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

| 部門      |        | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |      |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 普通会計部門  | 一般行政部門 | 職員数   | 463人  | 457人  | 469人  | 464人  | 465人 |
|         |        | 増減    |       | △6人   | 12人   | △5人   | 1人   |
|         | 教育部門   | 職員数   | 77人   | 75人   | 70人   | 72人   | 68人  |
|         |        | 増減    |       | △2人   | △5人   | 2人    | △4人  |
|         | 小計     | 職員数   | 540人  | 532人  | 539人  | 536人  | 533人 |
|         |        | 増減    |       | △8人   | 7人    | △3人   | △3人  |
| 公営企業等部門 | 病院     | 職員数   | 110人  | 111人  | 117人  | 120人  | 119人 |
|         |        | 増減    |       | 1人    | 6人    | 3人    | △1人  |
|         | 水道     | 職員数   | 27人   | 27人   | 24人   | 25人   | 27人  |
|         |        | 増減    |       | 0人    | △3人   | 1人    | 2人   |
|         | 下水道    | 職員数   | 31人   | 27人   | 30人   | 29人   | 26人  |
|         |        | 増減    |       | △4人   | 3人    | △1人   | △3人  |
|         | その他    | 職員数   | 27人   | 26人   | 27人   | 27人   | 27人  |
|         |        | 増減    |       | △1人   | 1人    | 0人    | 0人   |
|         | 小計     | 職員数   | 195人  | 191人  | 198人  | 201人  | 199人 |
|         |        | 増減    |       | △4人   | 7人    | 3人    | △2人  |
| 合計      | 総合計    | 735人  | 723人  | 737人  | 737人  | 732人  |      |
|         | 増減     |       | △12人  | 14人   | 0人    | △5人   |      |

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費と職員給与費の状況

## ① 人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

| 住民基本<br>台帳人口 | 歳出額A         | 実質収支      | 人件費B        | 人件費率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の<br>人件費率 |
|--------------|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------------------|
| 91,259人      | 35,967,574千円 | 382,245千円 | 5,718,014千円 | 15.9%       | 17.3%                   |

(注) 住民基本台帳人口は、平成27年3月31日現在のものである。

## ② 職員給与費の状況（平成26年度普通会計決算）

| 職員数A | 給与費         |           |           |             | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
|      | 給料          | 職員手当      | 期末勤勉手当    | 計B          |                 |
| 535人 | 2,012,781千円 | 612,649千円 | 795,167千円 | 3,420,597千円 | 6,394千円         |

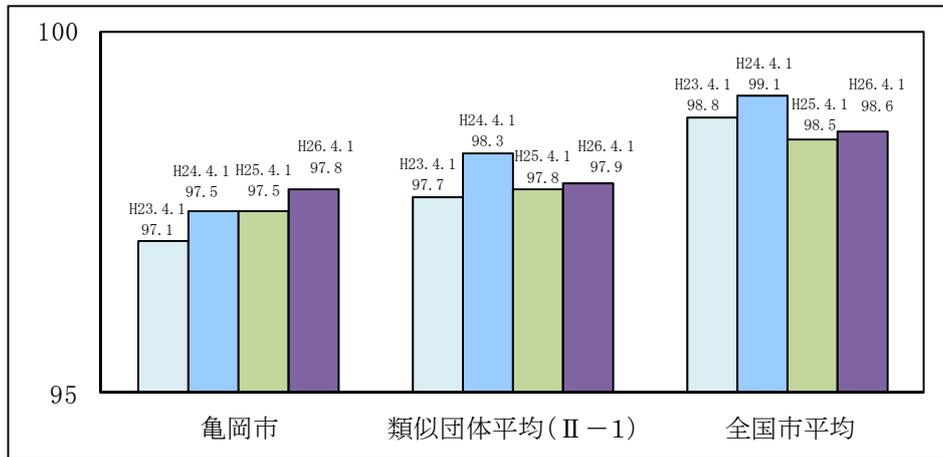
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成26年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

| 区分    | 対象者                 | 削減期間                | 削減効果額                  |
|-------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 管理職手当 | 7級 7%減<br>5級・6級 5%減 | 平成14年4月1日<br>から当分の間 | 年間約4,000千円<br>(平成26年度) |

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (2) 特別職等の報酬等の状況 (各年4月1日現在)

| 区分   |   | 給料月額等                                |         |       |
|------|---|--------------------------------------|---------|-------|
|      |   | 平成26年                                |         | 平成27年 |
| 給料   | 市長                                      | 985,000円/月                           |         |       |
|      | 副市長                                     | 787,000円/月                           |         |       |
|      | 病院事業管理者                                 | 664,000円/月                           |         |       |
|      | 教育長                                     | 694,000円/月                           |         |       |
| 報酬   | 議長                                      | 560,000円/月                           |         |       |
|      | 副議長                                     | 490,000円/月                           |         |       |
|      | 議員                                      | 440,000円/月                           |         |       |
| 期末手当 | 市長<br>副市長<br>病院事業管理者<br>教育長             | 支給月数：3.10月分<br>役職加算額：(給料月額＋地域手当)×15% |         |       |
|      | 議長<br>副議長<br>議員                         | 支給月数：3.10月分<br>役職加算額：報酬月額×15%        |         |       |
| 退職手当 | 市長<br>副市長<br>病院事業管理者<br>教育長             | 算定方式                                 | 1期の手当額  | 支給時期  |
|      |   | 給料月額×在籍年数×550/100                    | 2,167万円 | 任期毎   |
|      |   | 給料月額×在籍年数×325/100                    | 1,023万円 | 任期毎   |
|      |   | 給料月額×在籍年数×280/100                    | 744万円   | 任期毎   |
|      |   | 給料月額×在籍年数×280/100                    | 777万円   | 任期毎   |
| 備考   | 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給<br>(給料月額の6%) |                                      |         |       |
|      | 副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給                 |                                      |         |       |

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## (3) 公営企業職員の職員給与費の状況

## ① 簡易水道事業 (平成26年度決算)

| 総費用A      | 実質収支     | 職員給与費B  | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|-----------|----------|---------|---------------------------|-----------------------------------|
| 132,663千円 | 12,002千円 | 7,310千円 | 5.5%                      | 6.2%                              |

| 職員数A | 給与費     |       |         |         | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|---------|-------|---------|---------|-----------------|
|      | 給料      | 職員手当  | 期末勤勉手当  | 計B      |                 |
| 2人   | 4,323千円 | 526千円 | 1,099千円 | 5,948千円 | 2,974千円         |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

## ② 地域下水道事業（平成26年度決算）

| 総費用A      | 実質収支     | 職員給与費B   | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|-----------|----------|----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 838,313千円 | 17,017千円 | 57,715千円 | 6.9%                      | 5.7%                              |

| 職員数A | 給与費      |         |          |          | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|----------|---------|----------|----------|-----------------|
|      | 給料       | 職員手当    | 期末勤勉手当   | 計B       |                 |
| 8人   | 31,355千円 | 4,645千円 | 11,769千円 | 47,769千円 | 5,971千円         |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

## ③ 上水道事業（平成26年度決算）

| 総費用A        | 純損益       | 職員給与費B    | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|-------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 1,583,652千円 | △25,052千円 | 200,962千円 | 12.7%                     | 13.3%                             |

| 職員数A | 給与費      |          |          |           | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|----------|----------|----------|-----------|-----------------|
|      | 給料       | 職員手当     | 期末勤勉手当   | 計B        |                 |
| 26人  | 99,386千円 | 21,410千円 | 38,215千円 | 159,011千円 | 6,116千円         |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

## ④ 下水道事業（平成26年度決算）

| 総費用A        | 純損益       | 職員給与費B    | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|-------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 2,266,272千円 | △35,359千円 | 168,035千円 | 7.4%                      | 9.3%                              |

| 職員数A | 給与費      |          |          |           | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|----------|----------|----------|-----------|-----------------|
|      | 給料       | 職員手当     | 期末勤勉手当   | 計B        |                 |
| 22人  | 82,950千円 | 18,647千円 | 32,551千円 | 134,148千円 | 6,098千円         |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

## ⑤ 病院事業（平成26年度決算）

| 総費用A        | 純損益        | 職員給与費B      | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B/A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|-------------|------------|-------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 2,455,163千円 | △306,788千円 | 1,022,879千円 | 41.7%                     | 44.2%                             |

| 職員数A | 給与費       |           |           |           | 1人当たり<br>給与費B/A |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
|      | 給料        | 職員手当      | 期末勤勉手当    | 計B        |                 |
| 122人 | 479,356千円 | 201,213千円 | 171,678千円 | 852,247千円 | 6,986千円         |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻<br>終了時刻             | 休憩時間             | 週休日・休日                            |
|----------|--------------------------|------------------|-----------------------------------|
| 38時間45分  | 開始：午前8時30分<br>終了：午後5時15分 | 午後0時00分<br>～午後1時 | 土曜日、日曜日、<br>国民の祝日、年末年始（12/29～1/3） |

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

## (2) 休暇制度の状況

## ① 年次有給休暇の制度と取得状況について

| 区分   | 原因・理由等                                   | 休暇の期間  | 取得実績                     |
|------|--|--|--------------------------|
| 年次休暇 | 1の年度ごとにおける休暇<br>取得時季及び理由の如何に<br>かかわらず取得可 | 1の年度に20日<br>残日数は、20日を限度に次<br>の年度に限り繰り越すこと<br>ができる。 | 平均取得日数：8.5日<br>消化率：22.2% |

- (注) 取得実績は、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に取得した平均値である。

## ② 療養休暇（有給）の制度について

| 区分   | 原因・理由等   | 休暇の期間                                 |
|------|--|---------------------------------------|
| 公務傷病 | 公務上の負傷若しくは疾病又は通<br>勤による負傷若しくは疾病により<br>療養が必要なとき | 療養を必要とする期間                            |
| 結核   | 結核性の疾病により療養が必要<br>なとき                          | 療養を必要とする180日以内の期間                     |
| 私傷病  | その他の負傷又は疾病により療<br>養が必要なとき                      | 療養を必要とする90日以内の期間                      |
| 通院   | 負傷又は疾病により通院が必要<br>なとき                          | 通院を必要とする期間で必要最低限の時間<br>※ 1回の承認は、90日以内 |

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

## ③ 特別休暇（有給）の制度について

| 区分       | 休暇の基準   | 休暇の期間                                   |
|----------|---|---|
| 公民権行使休暇  | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合   | その都度必要と認められる期間                          |
| 公の職務執行休暇 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合   | その都度必要と認められる期間                          |
| ドナー休暇    | 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合   | その都度必要と認められる期間                          |
| ボランティア休暇 | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合<br>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動<br>(2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動<br>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 | 1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間             |
| 結婚休暇     | 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合  | 結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間               |
| 産前休暇     | 出産する予定である職員が申し出た場合  | 出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間 |
| 産後休暇     | 職員が出産した場合   | 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間                  |

|              |  |   |         |        |              |        |            |        |         |        |
|--------------|--|---|---------|--------|--------------|--------|------------|--------|---------|--------|
| 育児時間         | 生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合  | 1日2回それぞれ30分以内の期間  |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 配偶者の出産休暇     | 配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合   | 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 育児参加休暇       | 職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内における5日以内の期間  |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 子の看護休暇       | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合  | 1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 短期介護休暇       | 職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき   | 1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 生理休暇         | 生理のために勤務することが著しく困難である場合  | 1回について2日以内で必要とする期間  |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 妊娠の通院休暇      | 妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合   | 次の区分によりその都度必要と認められる期間<br><table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>妊娠23週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table> | 妊娠23週まで | 4週間に1回 | 妊娠24週～満35週まで | 2週間に1回 | 妊娠36週～出産まで | 1週間に1回 | 出産後1年まで | その間に1回 |
| 妊娠23週まで      | 4週間に1回   |   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 妊娠24週～満35週まで | 2週間に1回   |   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 妊娠36週～出産まで   | 1週間に1回   |   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 出産後1年まで      | その間に1回   |   |         |        |              |        |            |        |         |        |
| 妊娠障害休暇       | 妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合  | 30日以内で必要と認められる期間  |         |        |              |        |            |        |         |        |

|   |  |   |        |
|---|--|---|--------|
| 服喪休暇  | 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 親族  | 日数     |
|   |  | 配偶者   | 10日    |
|   |  | 父母  | 7日     |
|   |  | 子   | 5日     |
|   |  | 祖父母、曾祖父母  | 3日     |
|   |  | 孫   | 1日     |
|   |  | 兄弟姉妹  | 3日     |
|   |  | おじ、おば   | 1日     |
|   |  | 父母の配偶者、配偶者の父母                                       | 3日(7日) |
|   |  | 子の配偶者、配偶者の子   | 1日(5日) |
|   |  | 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母                                    | 1日(3日) |
|   |  | 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹                                  |        |
|   |  | おじ又はおばの配偶者  | 1日     |
| 1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する<br>2 同一生計の場合は( )内の日数とする |  |   |        |
| 父母等の追悼休暇  | 職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合                                  | 1日以内で必要と認められる期間                                     |        |
| 夏季休暇  | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合        | 1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間 |        |
| り災休暇  | 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合                                 | 7日以内でその都度必要と認められる期間                                 |        |
| 感染症交通遮断休暇   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合            | その都度必要と認められる期間                                      |        |
| 災害交通遮断休暇  | 地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合                                 | その都度必要と認められる期間                                      |        |
| 事故休暇  | 交通機関の事故等の不可抗力の場合   | その都度必要と認められる期間                                      |        |

## ④ 介護休暇（無給）の制度について

| 区分   | 休暇の基準   | 休暇の期間                          |
|------|---|--------------------------------|
| 介護休暇 | 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき<br>※対象となる者は、同居するものに限る | 2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間 |

## 4 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成26年度）

| 区分   | 原因・理由等  | 取得者数（承認期間別） |     |     |     |
|------|---|-------------|-----|-----|-----|
|      |   | ～1年         | ～2年 | ～3年 | 計   |
| 育児休業 | 3歳未満の子を養育するとき                                     | 7人          | 10人 | 2人  | 19人 |
| 部分休業 | 小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内） | 1人          | 0人  | 0人  | 1人  |

(注) 平成26年度に新たに当該休業を取得した件数である。

## 5 職員の分限及び懲戒処分状況

## (1) 分限処分の状況（平成26年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

| 処分事由                         | 処分件数 |    |     |    |     | 実休職者数 |
|------------------------------|------|----|-----|----|-----|-------|
|                              | 降任   | 免職 | 休職  | 降給 | 計   |       |
| 勤務成績が良くない場合                  | 0件   | 0件 | 0件  | 0件 | 0件  | 0人    |
| 心身の故障の場合                     | 0件   | 0件 | 18件 | 0件 | 18件 | 4人    |
| 適格性を欠く場合                     | 0件   | 0件 | 0件  | 0件 | 0件  | 0人    |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0件   | 0件 | 0件  | 0件 | 0件  | 0人    |
| 刑事事件に関し起訴された場合               | 0件   | 0件 | 0件  | 0件 | 0件  | 0人    |

(注) 1 平成26年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

## (2) 懲戒処分の状況（平成26年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

| 処分手由                     | 処分件数 |    |    |    |    |
|--------------------------|------|----|----|----|----|
|                          | 戒告   | 減給 | 停職 | 免職 | 計  |
| 法令に違反した場合                | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合     | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

## 6 職員の服務の状況

## (1) 職務専念義務の免除の状況（平成26年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

| 内容（条例に基づくもの）       |                          | 件数   |
|--------------------|--------------------------|------|
| 研修を受ける場合           |                          | 0件   |
| 厚生に関する計画の実施に参加する場合 |                          | 410件 |
| その他任命権者が必要と認める場合   | 子の保育参観、授業参観に出席する場合       | 82件  |
|                    | 職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合 | 4件   |
|                    | その他（消防団活動等）              | 4件   |

（注）平成26年度において発令した延べ件数である。

## (2) 営利企業等従事許可の状況（平成26年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

|      |     |
|------|-----|
| 許可件数 | 68件 |
|------|-----|

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成26年度）

| 研修区分    |  | 延べ<br>実施日数 | 受講者数   |
|---------|--|------------|--------|
| 人事課主催研修 | 新規採用職員研修<br>ハラスメント研修<br>議会対応研修<br>人権研修<br>段取り力研修<br>キャプテンシップ研修<br>メンタルヘルス研修<br>セルフイノベーション研修<br>リーダーシップ研修<br>政策ディベート研修<br>キャリアデザイン研修<br>職員倫理研修<br>育成面談研修<br>男女共同参画研修<br>法制執務研修<br>評価者研修<br>危機対応研修<br>人権講演会 ほか | 62.5日      | 2,193人 |
| その他研修   | 派遣研修<br>(京都市府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)   | 278.5日     | 126人   |
|         | 職場研修   | 130日       | 2,074人 |
| 合計      |  | 471日       | 4,393人 |

(2) 勤務成績の状況（平成26年度）

| 評定結果  |      |        |      |    |      |
|-------|------|--------|------|----|------|
| A     | B    | C      | D    | E  | 計    |
| 極めて良好 | 特に良好 | 良好（普通） | やや不良 | 不良 |      |
| 58人   | 42人  | 471人   | 5人   | 3人 | 579人 |

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生に関する計画の実施状況（平成26年度）

| 区分   | 主な項目         | 受診者数 |
|------|--------------|------|
| 健康管理 | 定期健康診断       | 380人 |
|      | 人間ドック        | 329人 |
|      | 頸肩腕腰痛特殊健康診断  | 76人  |
|      | VDT作業従事者健康診断 | 274人 |

## (2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成26年度）

| 亀岡市実施分           | 亀岡市職員互助会事業 |             |               |                       | 福利厚生事業<br>に係る決算額 |
|------------------|------------|-------------|---------------|-----------------------|------------------|
| 公費負担<br>決算額<br>A | 公費負担額<br>B | 互助会会員数<br>C | 公費補助率         | 1人当たり<br>公費負担額<br>B/C |                  |
| 4,562千円          | 12,230千円   | 736人        | 本給の<br>0.6%以内 | 16,617円               | A+B<br>16,792千円  |

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成26年度）

事案なし

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成26年度）

事案なし

「揭示済」

亀岡市公告第53号

平成27年亀岡市公告第20-1号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年4月1日までとする。

平成27年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

・事務Ⅰ

1007 1011 1013 1014  
1020 1021 1027 1041  
1048 1054 1058 1080  
1082 1083 1084 1085  
1095 1097 1099 1108  
1130 1136 1138 1140  
1141 1142 1143 1151  
1159

・事務Ⅱ

1508

・事務Ⅲ

1803 1804 1812

・土木Ⅰ

3001

・土木Ⅱ

3504

「揭示済」

任免及び辞令

安藤 和彦  
河嶋 喜矩子  
井内 邦典  
鈴木 きみ子  
松本 ひろ美  
八木 孝司  
野波 雅紀  
田中 美賀子  
足立 稔子  
中川 浩子  
奥 朋代

(各 通)

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します  
任期は平成29年11月18日までとします  
平成27年11月19日

山内 亜喜由  
福井 武利  
藤原 幸一  
瀧上 敏明  
上間 康夫  
今西 聡  
藤川 健二

(各 通)

亀岡市畑野財産区管理会委員に選任します  
平成27年11月25日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第90号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における選挙会の日時を次のように変更する。

平成27年11月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙会日時 平成27年11月1日  
午後8時55分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第91号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年11月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

| 住所 | 氏名    |
|----|-------|
| 省略 | 桂川 孝裕 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第92号

平成27年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年11月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局

2 縦覧の期間 平成27年12月3日から  
同月7日

「揭示済」